特定福祉用具購入とは

介護サービス　要介護1～5の方

貸与になじまない入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

介護予防サービス　要支援1･2の方

介護予防につながる入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

1割負担の場合（一定の所得がある方は2割負担）

① 腰掛便座 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの	洋式便器の上に置いて高さを補うもの	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
費用めやす　1，600円～3，600円	900 ～ 20，000 円	2，000 ～ 3，000 円
② 入浴補助用具 入浴用いす	入浴用手すり	浴槽内いす
費用めやす　1，000円～3，000円	1，000 ～ 2，800 円	900 ～ 1，800円
入浴台	浴室内すのこ	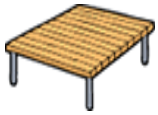 浴槽内すのこ
費用めやす　3，000円～3，500円	1，800～6，000円	4，800円
介助用入浴ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助ができるもの。		費用のめやす 700 ～ 1，260 円

③ 自動排せつ処理装置の交換可能部品	④ 移動用リフトのつり具
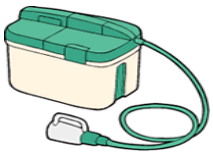 レシーバー、チューブ、タンク等	移動用リフトに連結可能なもの
費用めやす　3，000円	費用めやす　4，000 ～ 5，500円
⑤ 簡易浴槽 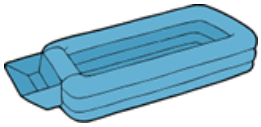 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの	
費用めやす　6，800 ～ 10，000 円	

～購入の流れ～　＊指定特定福祉用具販売事業所より購入して下さい。

1割負担の場合（一定の所得がある方は2割負担）

償還払いの流れ （販売業者にいったん全額を支払い、その後、9割分が戻ってくる仕組み。）	**受領委任払いの流れ** （販売業者へ費用の1割分を支払う。当該販売業者に対して、日高中部広域連合より9割を支払う。）
① 要支援・要介護認定を持っている。	
② 介護支援専門員や地域包括支援センター等に相談する。	
③ 本人・家族・介護支援専門員・販売業者等で、福祉用具の内容を検討する。	
④指定特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入して、販売店へ費用を全額支払い、領収書を受け取る。	④日高中部広域連合に受領委任払申請書を購入する福祉用具のパンフレット等を添付して提出する。
⑤日高中部広域連合に支給申請書類を提出する。 【必要書類】 ・申請書　・購入した福祉用具のパンフレット等　・領収書　・請求書	⑤日高中部広域連合が書類を審査して決定通知を受け、福祉用具を購入して日高中部広域連合に支給申請書類を提出する。 【必要書類】・申請書　・購入した福祉用具のパンフレット等　・領収書　・請求書
⑥書類を審査して、決定通知を受け、指定口座に9割が振り込まれます。	⑥書類を審査して、決定通知を受け、販売業者の指定口座へ9割を振り込みます。

＊受領委任払いは、介護保険料の滞納、未納がない方。業者が受領委任払いに同意をしている事が利用の条件となります。

＊1年につき10万円が上限となっています。（払い戻し限度額9万円）

＊生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。